

「女性活躍加速のための重点方針 2017」の検討方針について

平成 29 年 3 月 24 日
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

基本的な考え方

- 「第 4 次男女共同参画基本計画」に掲げた成果目標を着実に達成するため、取組を更に加速させていく。
- 昨年 4 月に女性活躍推進法が完全施行したことにより、国・地方公共団体及び民間事業主において行動計画の策定が進むなど、我が国における女性活躍推進のための制度的枠組みは構築されつつあり、制度に基づいた取組の徹底を図る段階にきている。
また、女性活躍に不可欠である働き方改革や男性の暮らし方・意識の変革については、引き続き政府を挙げて取り組んでいく必要がある。
- 今後は、女性活躍情報の資本市場・労働市場における見える化・活用促進、地域における取組の促進等、各界各層における女性活躍推進のための自律的な取組を促進することが重要となる。
- さらに、女性が活躍していくための前提となる安全で安心な暮らしの基盤整備のため、女性に対する暴力の根絶に向けた取組みを加速する必要がある。
- すべての女性が輝く社会づくり本部における 5 月下旬から 6 月上旬目途の策定に向けて、重点方針専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会において調査審議を行い、男女共同参画会議として意見を取りまとめる。

検討する主な具体策（素案）

- 女性活躍に資する働き方改革の推進
 - ・ 長時間労働の削減（罰則付き時間外労働の上限規制の導入、過労死等防止対策の推進等）
 - ・ 多様な働き方の推進（テレワークに関するガイドラインの改正、ICT 技術を活用したテレワークの推進、助成金によるテレワークの推進、テレワークの国民運動化のための施策検討、仕事と治療の両立に係る環境の整備等）
 - ・ 非正規雇用労働者の待遇改善（同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備、キャリアアップ助成金をはじめとした非正規雇用労働者の待遇改善の推進等）

- ・ **WLB 推進の加速**（地方公共団体や民間企業等における WLB 等の取組を評価する調達の推進、同調達の推進のための情報提供の充実等）
- **男性の暮らし方・意識の変革**
 - ・ **男性の家事・育児等への参画機会の創出**（男性の配偶者出産休暇、企業へのインセンティブ付与等による育児休業・育児休暇等の取得促進等）
 - ・ **男性が家事・育児等を行う意義の理解促進**（各界トップとの連携、国民の理解促進に向けた広報展開等）
 - ・ **家事・育児等を軽減する取組の推進**（乳幼児連れでの外出時の負担軽減、乳児用液体ミルクの開発・普及に向けた取組の推進等）
- **あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成**
 - ・ **女性活躍情報の資本市場・労働市場における見える化・活用促進**（女性活躍推進法に基づく一覧性をもった情報公表の徹底、ESG 投資など資本市場における女性活躍情報の活用の促進、女性リーダーの育成等）
 - ・ **女性が活躍しやすい環境の整備**（リカレント教育受講に対する支援や再就職に向けた職業訓練の充実、国会提出中の育児・介護休業法改正法案等に基づく育児・介護休業の更なる取得促進、理工系分野における女性参画拡大の加速、女性の起業への支援、企業等の組織トップのコミットメント拡大、女性アスリートや女性研究者等の活躍のための環境整備等）
 - ・ **地域における女性活躍の取組の促進**（企業や経営者団体が主体となる地域ぐるみの取組への支援、地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進、地域における企業等の取組の好事例の収集・情報提供、自治会における女性活躍の推進等）
 - ・ **国際的な取組の推進**（アジア・太平洋諸国を中心とした交流の促進、国際機関の邦人女性職員の増加に向けた取組等）
- **女性の安全・安心な暮らしの実現**
 - ・ **性犯罪、ストーカー事案、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進**（ワンストップ支援センターの設置の促進、児童の性的搾取等に係る対策の推進、若年層を対象とした性的な暴力に関する実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化等）
- **女性活躍の視点に立った制度等の整備**
 - ・ **子育て・介護の支援基盤の整備**（待機児童解消、介護離職ゼロに向けた子育て・介護基盤の整備、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業への助成措置を実施等）
 - ・ **社会保障制度等の見直し等**（配偶者控除等の見直しを受けた取組、旧姓使用の拡大等）